

令和7年 第2回

**千葉県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録**

開会・閉会 令和7年11月7日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 日 (11月7日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した議会事務局職員の職氏名	4
○開会及び開議宣告	5
○議員の逝去報告・黙禱	5
○諸般の報告	5
○日程第1 議席の指定	6
○日程第2 会議録署名議員の指名	7
○日程第3 会期の決定	7
○日程第4 議長選挙	7
・大久保たかし議員当選(指名推選)	8
○議長就任の挨拶	8
○日程の追加(副議長辞職の件)	9
○日程追加 副議長辞職の件	9
・全会許可	9
○副議長退任の挨拶	10
○日程の追加(副議長選挙)	10
○日程追加 副議長選挙	10
・滝口一浩議員当選(指名推選)	11

○副議長就任の挨拶	11
○日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	
日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	
日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	
・提案説明	
太田洋広域連合長	12
・質疑	13
・討論及び採決	16
・全会承認（議案第2、3号）	
・多数承認（議案第1号）	
	（一括議題）
○日程第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	17
・全会同意	18
○監査委員就任の挨拶（川合隆史議員）	18
○日程第9 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第10 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第11 議案第7号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	
日程第12 議案第8号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）	
日程第13 議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、	

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び
千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

(一括議題)

・提案説明	
太田洋広域連合長	19
・質疑	20
・討論及び採決	28
・全会可決（議案第7、8、9号）	
・多数認定（議案第5、6号）	
○日程第14 一般質問	
1. 金丸和史 議員（29番）	31
2. 畑場博敏 議員（46番）	35
3. 並木幹男 議員（35番）	39
4. 白井則邦 議員（38番）	43
○日程第15 委員会の閉会中継続調査の件	48
○閉議及び閉会宣告	49
○会議録署名議員	50
○議決結果等	51

(会議配付資料添付)

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第40号

令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年10月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太田 洋

記

- 1 日 時 令和7年11月7日（金） 午前10時
- 2 場 所 ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤル
(千葉県千葉市中央区千葉港8番5号)

令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和7年11月7日（金）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第9 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第7号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第8号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 第14 一般質問
- 第15 委員会の閉会中継続調査の件

会議に付した事件

- 第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議長の選挙

日程追加 副議長辞職の件

日程追加 副議長の選挙

第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

第9 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

第10 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 議案第7号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第12 議案第8号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

第13 議案第9号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

第14 一般質問

第15 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員（52名）

1番 かわ い たか し
川 合 隆 史

3番 おおくぼ たかし
大久保 たかし

5番 あき やま みつ あき
秋 山 光 章

2番 いし がみ よし あき
石 神 嘉 明

4番 かわ い よう き
川 井 洋 基

6番 わた なべ あつ こ
渡 辺 厚 子

7番 いわ せ 麻 り
 岩 瀬 山 理
 9番 たか やま よし ひさ
 高 山 佳 久
 11番 やま もと えい じ
 山 本 英 司
 13番 しま だ わたる
 島 田 恒
 15番 おか だ ち か
 岡 田 智 佳
 17番 あい かわ まさ き
 相 川 真 樹
 20番 うち だ み え こ
 内 田 美 恵 子
 22番 はり かい かず ゆき
 針 貝 和 幸
 24番 ひら の ひで お
 平 野 英 男
 26番 おお たに みつ こ
 大 谷 満 子
 28番 き 村 ゆ き こ
 木 村 由 希 子
 30番 あら い やす ゆき
 荒 井 靖 行
 32番 あ べ み つ え
 阿 部 美 津 江
 35番 なみ き みき お
 並 木 幹 男
 37番 た なべ まさ ひろ
 田 辺 正 弘
 39番 おお の ひろし
 大 野 博
 41番 こう さか きょう こ
 高 坂 恭 子
 43番 はら だ のり みつ
 原 田 教 光
 45番 かわ しま ふ じ こ
 川 島 富 士 子
 47番 しま ぬき たかし
 島 貫 孝
 49番 おお た わ まさ 正 お
 大 多 和 正 夫
 51番 か どう よし お
 加 藤 喜 男
 53番 たき ぐち かず ひろ
 滝 口 一 浩

8番 ふる はし とし お
 古 橋 敏 夫
 10番 いし わた たか はる
 石 渡 孝 春
 12番 さか もと よし かず
 坂 本 賀 一
 14番 たに おか たかし
 谷 岡 隆
 16番 まつ ぎき えい じ
 松 崎 栄 二
 18番 おだぎり たかし
 福原三枝子
 21番 ふく はら み え こ
 福 原 三 枝 子
 23番 たか はし けん じ
 高 橋 健 治
 25番 すえ ます たか し
 末 益 隆 志
 27番 やま ぐち すすむ
 山 口 進
 29番 かな まる かず ふみ
 金 丸 和 史
 31番 かわ た あつ こ
 河 田 厚 子
 33番 いし だ か よ
 石 田 加 代
 36番 はん ば しん いち
 半 場 新 一
 38番 しら い のり くに 邦
 白 井 則 邦
 40番 おお はら ひで お
 大 原 秀 雄
 42番 さくら い しょう いち
 桜 井 庄 一
 44番 さか い けい こ
 坂 井 慶 子
 46番 あき ば ひろ とし
 焔 場 博 敏
 48番 いし い とし お
 石 井 俊 雄
 50番 さく ま しげ ひで
 佐 久 間 繁 英
 52番 わた なべ や す お
 渡 辺 八 寿 雄
 54番 あお き えつ こ
 青 木 悦 子

欠席議員（2名）

19番 たち かわ きよ ひで
 立 川 清 英

34番 たか き ひろし
 高 木 寛

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	太田 洋	副広域連合長	岩田 利雄
事務局長	櫻井 文明	事務局次長兼 会計管理者	石川 真二
総務課長	宮木 睦美	資格保険料課 課長	櫻井 靖久
給付管理課長	西谷 優人	総務課 課長補佐	土屋 祐介
資格保険料課 課長補佐	奥山 英俊	給付管理課 課長補佐	上原 高

職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	中村 志穂	書記	杉野 宏幸
書記	高崎 隼	書記	達 恵理香

開会・開議 午前10時

◎開会宣告

○副議長（青木悦子） ただいまから令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○副議長（青木悦子） 直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は51名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

◎議員の逝去報告・黙禱

○副議長（青木悦子） 去る8月28日、当広域連合議会議員であられました君津市選出の奈良輪政五議員が逝去されました。誠に痛惜に堪えません。ここに恭しく哀悼の意を表し、黙禱を捧げたいと思います。

皆様、御起立願います。

[黙禱]

◎諸般の報告

○副議長（青木悦子） これより、諸般の報告を行います。

まず、井崎義治連合長から、令和7年1月30日付文書にて、2月20日をもって退職する旨の届出があり、これを受理いたしました。

これに伴い、2月18日に広域連合長選挙が行われ、2月21日付で新広域連合長に、太田洋いすみ市長が当選し、就任されましたので御報告いたします。

次に、会議規則第139条の規定により、閉会中、辞職を許可した議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員の選任について。委員会条例第5条第1項の規定により、閉会中、副議長において、お手元に配付の議会運営委員の選任についてのとおり指名いたしましたから、御報告いたします。

次に、令和7年10月27日の議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、御報告申し上げます。

委員長に君津市の高橋健治議員、副委員長に船橋市の川井洋基議員がそれぞれ選出されましたので、御報告いたします。

次に、広域連合長から議案9件の提出があり、これを受理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による、説明員の出席要求に対し、お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおり、職、指名の通知がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果についての報告がありました。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、谷岡隆議員より、本日の議案質疑のための補足資料配付の申出があり、私が許可するとともに、申合せ事項に基づき議席に配付いたしました。お手元に配付の資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

○副議長（青木悦子） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（青木悦子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、川井洋基議員及び5番、秋山光章議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（青木悦子） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青木悦子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（青木悦子） 日程第4、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙の方法につきましては、申合せでは、議長は「輪番表に従い選出する」、
「千葉県市議会議長会が推薦した者を、指名推選の方法により選挙する」こととなっており、令和7年度及び8年度は市川市の輪番となっております。

また、千葉県市議会議長会からは、広域連合議会議長に市川市議会議長である大久保たかし議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青木悦子） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

副議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青木悦子） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に大久保たかし議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大久保たかし議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青木悦子） 御異議なしと認めます。

よって、大久保たかし議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大久保たかし議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○副議長（青木悦子） この際、ただいま議長に当選されました大久保たかし議員を御紹介いたします。

大久保たかし議員。

〔議長 大久保たかし 登壇〕

○議長（大久保たかし） ただいま県内54市町村から成る、この広域連合議会の議長に御推挙いただきました、市川市選出の大久保たかしでございます。

公平公正かつ円滑な議事運営を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（青木悦子） では、ここで議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長、議長席に着席〕

◎日程の追加（副議長辞職の件）

○議長（大久保たかし） 青木悦子副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎副議長辞職の件

○議長（大久保たかし） 青木悦子議員に退席を求めます。

〔副議長 青木悦子 退席〕

○議長（大久保たかし） まず、事務局長に辞職願を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議会事務局長（中村志穂） 朗読いたします。

辞 職 願

私議、今般、一身上の都合により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長を辞職いたしたく、願ひ出ます。

令和7年11月7日 青木悦子

千葉県後期高齢者医療広域連合議会 議長 大久保たかし 様

以上でございます。

○議長（大久保たかし） お諮りいたします。

青木悦子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、青木悦子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

青木悦子議員の入場を求めます。

〔54番 青木悦子 入場〕

◎副議長退任の挨拶

○議長（大久保たかし） 青木悦子議員から挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。
青木悦子議員。

[54番 青木悦子 登壇]

○54番（青木悦子） 副議長を辞任するに当たり、一言御挨拶させていただきます。

令和5年8月8日の広域連合議会臨時会におきまして、皆様の御推挙により副議長に就任させていただきました。副議長就任から約2年3か月、私としては大過なく務めることができたのではないかと考えております。これもひとえに議員の皆様、そして、連合長をはじめ執行部の皆様の温かい御理解と御支援があったからこそと深く感謝申し上げます。重ねて、在任中の御協力に対しましては、心から御礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

◎日程の追加（副議長の選挙）

○議長（大久保たかし） ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎副議長の選挙

○議長（大久保たかし） これより副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法につきましては、申合せでは、「輪番表に従い選出する」、「千葉県町村議会議長会が推薦した者を、指名推選の方法により選挙する」こととなっており、令和7年度及び8年度は御宿町の輪番となっております。

また、千葉県町村議会議長会からは、広域連合議会副議長に御宿町議会議長である滝口一浩議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に滝口一浩議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました滝口一浩議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました滝口一浩議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました滝口一浩議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（大久保たかし） ただいま副議長に当選されました滝口一浩議員を御紹介いたします。

滝口一浩議員。

〔副議長 滝口一浩 登壇〕

○副議長（滝口一浩） ただいま副議長に選任いただきました、滝口一浩でございます。就任に当

たりまして、一言御挨拶申し上げます。

広域連合議会の副議長という要職に多くの皆様方の御推挙をいただき、厚くお礼申し上げますとともに、身の引き締まる思いでございます。今後、大久保議長の下、微力ではございますが、公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げ、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（大久保たかし） 次に、日程第5、議案第1号から、日程第7、議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田洋広域連合長。

〔広域連合長 太田 洋 登壇〕

○広域連合長（太田 洋） 本日、ここに千葉県後期高齢者医療広域連合議会令和7年第2回定例会を招集いたしました。私は、本年2月に連合長に就任いたしました、いすみ市長の太田でございます。

本定例会では、専決処分の承認をはじめ、決算の認定や補正予算案など、合計9件について御審議をいただく予定でございます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等について御報告申し上げます。

令和7年9月末現在、当広域連合の被保険者数は約100万8,000人となり、昨年同時期と比べて約2万7,000人の増、県人口に占める割合は約16.1%となっております。昨年12月に被保険者証の交付は終了いたしましたが、今年の年次更新では、令和8年7月末での暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、本人の申請によらずに全ての被保険者に資格確認書を交付いたしました。また、今年度は令和8・9年度の被保険者の保険料を決めるための保険料率の算定を行うに当たり、医療給付費の伸びに加え、子ども・子育て支援金制度の開始など、制度全体の動向に注視しつつ、収支の均衡が図れるような保険料率を設定してまいりたいと考えております。当広域連合といた

しましては、引き続き市町村や関係機関と連携を図りながら、財政運営の安定化、医療費の適正化や保健事業の推進に取り組み、安定的な制度運営に取り組んでまいります。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のために時間外勤務の免除を請求できる職員の対象範囲を拡大するほか、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講じるための所要の改正を行い、本年4月1日に施行するため、早急なる対応が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月24日付で専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料及び各種手当の改定による所要の改定等を行い、本年4月1日に施行するため、早急なる対応が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月24日付で専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業制度を拡充するほか、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講じるための所要の改正を行い、本年10月1日に施行するため、早急なる対応が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年7月1日付で専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

御審議の上、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、最後でございますが、私は12月24日の任期満了をもちまして連合長を退任することとなりました。短い期間ではありましたが、連合長として本日の議会を務めてまいりますので、どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（大久保たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたしますが、質疑の方法については、申合せ事項に基づき一括質疑とし、発言時間は20分以内、発言回数については、会議規則の規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、御発言願います。

谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） 習志野市選出の谷岡隆です。8年ぶりに広域連合議員となりました。どうぞよろしくお願いいたします。本日は議案質疑と討論のみ行います。

まず、議案第1号と第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の専決処分について1点伺います。

職員が育児または看護を行うために時間外勤務の免除を請求したり、看護休暇を利用したりした場合、それに対応できる職員体制になっているでしょうか。他の職員に過重負担がかかることを心配し、当該職員が請求、利用をちゅうちょするおそれはないでしょうか。

次に、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分について2点伺います。

第1に、行政職8級相当以上の号給を減らして大きくくり化し、昇給を「勤務成績が特に良好である場合に限る」とした場合、過度な成績主義に陥るおそれはないでしょうか。

第2に、配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止と、子に係る扶養手当の段階的な引上げについて、対象者数と影響額を伺います。親の介護や体調不良などで仕事を辞めた配偶者も扶養手当の廃止の対象となるのでしょうか。

以上で第1回目の質疑といたします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私からは、議案第1号、第2号、第3号に関する質問についてお答えいたします。

初めに、看護休暇などの対象職員が請求、利用をちゅうちょするおそれはないかとの御質問ですけれども、職員から制度の利用希望等の申出があった場合は、職員個人の事情や考えに配慮し、希望に沿った形で休暇の取得等ができるよう、事務局全体で応援体制を構築する等の対応をしております。

次に、議案第2号に関する質問についてお答えします。

初めに、職員が過度な成績主義に陥るおそれはないかとの御質問ですが、人事評価制度は、業績評価だけではなく組織運営や判断力などの能力評価を含めて評価していることや、また、行政職8級以上となる職員は、一般的に行政経験が長くバランス感覚にたけた人材であると考えられることから、過度な成績主義になることはないものと考えて

います。

続いて、扶養手当の対象者数と影響額についてですが、令和7年10月実績では、支給人数は5名です。仮に対象職員を同じと固定した場合、令和6年10月と比べて令和7年10月は4,000円の増、同じく令和6年と比べて令和8年10月は8,500円の増となります。また、各個人の事情にかかわらず、段階的に配偶者に係る扶養手当は廃止になります。

答弁は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） それでは再質疑をします。

議案第1号と第3号の答弁で、事務局全体で応援体制を構築する等の対応とありましたが、他の職員の残業で対応するのでしょうか、職員の増員で対応するのでしょうか。具体的にどのような対応を考えているのか伺います。

次に、議案第2号の2問目の答弁で、大まかな数字は分かったのですが、内訳が分からなかったので再度伺います。

第1に、扶養手当の対象者数のうち、配偶者に係る扶養手当の対象者数と子に係る扶養手当の対象者数をそれぞれ伺います。

第2に、影響額について、配偶者に係る扶養手当の減少額、これは総額と、子に係る扶養手当の増加額、この総額の予測を伺います。先ほど総務課長は、令和6年10月と比べて令和7年10月は4,000円増、令和8年10月は8,500円増と答弁しましたが、これは配偶者に係る扶養手当の減少額の総額と、子に係る扶養手当の増加額の総額の差引額という理解でよろしいのでしょうか。

第3に、今回の条例改正で子育て世代に手厚くすることについては賛成なのですが、配偶者に係る扶養手当の段階的廃止というのは少し気になることがあります。配偶者が専業主婦で子育てをしている家庭なら不利益は生じにくいですが、しかし、今は親の介護や体調不良などで、配偶者がやむを得ず仕事を辞めるケースが少なくありません。この場合、扶養手当の段階的廃止は家計に痛手となります。これについて、広域連合で段階的廃止となるそれぞれの職員がどのような状況にあるのか、当局はつかんでいるでしょうか。

以上、再質疑を行います。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 初めに、議案第1号と第3号に関する質問についてお答えしま

す。

職員が安心して制度を利用するためには、まず、全職員が制度を理解することが大切であると考えております。このため、制度の対象外となる職員も含めた全職員に対し制度を周知してまいります。あわせて、事務局各課の繁忙期を考慮した上で人員配置を見直す等の対応をし、必要に応じて会計年度任用職員の採用を検討してまいります。

次に、議案第2号についてお答えします。

扶養手当の支給人数5名のうち、配偶者に係る手当の対象者数は1名、子に係る手当の対象者数は4名です。

影響額について、改めて御回答いたします。配偶者に係る扶養手当について、令和6年と比べて令和7年は3,500円の減、令和8年は6,500円の減となります。子に係る扶養手当について、令和6年と比べて令和7年は7,500円の増、令和8年は1万5,000円の増となります。また、1回目の質問に対して答弁した影響額は、配偶者に係るものと子に係るものの差引額となります。

また、職員の個々の事情については、面談等において自らの申出があった場合に把握することとなりますが、基本的に職員の私的な事情についてはプライベートなことであることから承知しておりません。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） 御答弁ありがとうございます。

最後は要望で終わらせていただきます。議案第1号と第3号について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例が職員の権利を拡大する方向で改正されたとしても、現実には時間外勤務の免除や看護休暇などの制度を利用できないということでは意味がないことでもあります。そのようなことが生じないよう職員体制を構築していくことを要望します。

議案第2号の職員の給与に関する条例の一部改正については、これは総額で計算されているということは分かりました。この扶養手当の制度の変更によって、職員に大きな不利益が出ることはないよう配慮することを要望します。

以上で議案第1号から第3号までの質疑を終わります。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、議案第3号は承認されました。

◎議案第4号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（大久保たかし） 日程第8、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川合隆史議員の退席を求めます。

〔1番 川合隆史 退席〕

○議長（大久保たかし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

太田洋広域連合長。

[広域連合長 太田 洋 登壇]

○広域連合長（太田 洋） 議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

本議案は、広域連合規約第16条第2項により、広域連合議員から選任する議員選出監査委員として、川合隆史議員を選任しようとするもので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ここに御提案申し上げます川合隆史議員におかれましては、千葉市議会で様々な役職を歴任されており、学識、経験ともに大変豊富な方と伺っております。御審議の上、御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大久保たかし） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

本案を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、本案は同意されました。

川合隆史議員の除斥を解きます。議員の入場を求めます。

[1番 川合隆史 入場]

○議長（大久保たかし） ただいま監査委員に同意されました川合隆史議員から挨拶したいとの申出がありますので、これを許可いたします。

川合隆史議員。

[1番 川合隆史 登壇]

○1番（川合隆史） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より御許可をいただきましたので、簡単ではございますけれども、御挨拶をさせていただきます。このたび、千葉県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任いただきました、千葉市の川合隆史でございます。

す。

責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。後期高齢者医療制度は、高齢化が進む社会において、地域社会の安心と健康を支える大変重要な制度であります。その運営が公正かつ健全に行われるよう、監査の立場から適正な執行と財務の健全性の確保に努めてまいり所存でございます。今後、議員の皆様、各市町村職員の皆様と連携しながら、制度運営の透明性の向上と信頼性確保に向けて、微力ではございますが誠心誠意努めてまいります。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎議案第5号～議案第9号の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（大久保たかし） 日程第9、議案第5号から、日程第13、議案第9号までの以上5件を一括議題といたします。

本案に関し提案理由の説明を求めます。

太田洋広域連合長。

〔広域連合長 太田 洋 登壇〕

○広域連合長（太田 洋） 議案第5号及び議案第6号は、令和6年度の千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計と特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

各決算につきましては、地方自治法の規定により、監査委員の決算審査に付し意見書の提出がありましたので、議会の認定に付するものであります。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入決算額33億1,944万1,861円に対し、歳出決算額は27億8,900万5,415円で、実質収支額は5億3,043万6,446円となりました。

歳入では、前年度と比べ3億9,729万6,021円、13.6%の増額となりましたが、これは主に繰越金の増加によるものであります。

歳出では、前年度と比べ3億4,260万5,261円で14.0%の増額となりましたが、これは主に総務費の増加によるものであります。

次に、特別会計については、歳入決算額7,984億8,330万19円に対し、歳出決算額は

7,879億7,244万3,249円で、実質収支額は105億1,085万6,770円となりました。

歳入では、前年度と比べ400億6,245万4,796円、5.3%の増額となりましたが、これは主に市町村支出金、国・県支出金や支払基金交付金の増加によるものであります。

歳出では、前年度と比べ376億1,906万940円、5.0%の増額となりましたが、これは主に保険給付費の増加によるものであります。

次に、議案第7号及び議案第8号は、一般会計と特別会計の補正予算についてであります。

議案第7号、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2億5,560万4,000円を追加し、補正後の予算額を36億9,797万2,000円とするとともに、債務負担行為を1件設定するものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、第1款分担金及び負担金を減額するとともに、第5款繰越金を増額し、歳出では、決算剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

議案第8号、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ87億1,777万9,000円を追加し、補正後の予算額を8,255億5,297万1,000円とするともに、債務負担行為を6件設定するものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、市町村支出金、県支出金、繰越金、歳出では、基金積立金、諸支出金の補正を行うものであります。

最後に、議案第9号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

本議案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総水道企業団が解散すること、職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更するための協議に当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大久保たかし） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） それでは、習志野市選出の谷岡隆です。よろしくお願いします。

それではまず、今日の質疑のために資料を準備しましたので、最初に配らせていただいた資料のほうを御覧ください。

質疑資料1、これはどれも、習志野市議会特別会計決算特別委員会で作っていただいた資料となります。その資料1というのが、習志野市の「後期高齢者医療保険料事由別滞納額推移」の令和2年度から令和6年度までのものがまとめられています。見開きの資料2というのが、「後期高齢者医療短期保険証交付状況一覧」となっておりまして、これは広域連合の資料を基に令和3年度から令和6年度までのものを作ってもらったものになります。そして、一番最後のページが資料3、「後期高齢者医療保険制度が開始して以来の差し押さえに関する資料」でして、これはちょっと以前の資料になってしまうんですが、平成30年度から令和4年度までの各市町村の差押えの状況がまとめられた資料となっています。質疑と再質疑の中で使わせていただきたいと思います。

では質問に移っていきます。まず、議案第5号、令和6年度一般会計歳入歳出決算について1点伺います。

歳出、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の4、広報広聴費についてです。

令和3年度以前は後期高齢者医療懇談会が年2回開催されていきました。その後、新型コロナウイルス感染拡大もあり、年1回になったようですが、令和6年度になっても懇談会は年1回のままとなっています。令和6年度が年1回開催だったのはなぜなのでしょう、伺います。

次は、議案第6号、令和6年度特別会計歳入歳出決算について、3つの項目について伺います。

歳入、第1款市町村支出金第1項市町村負担金第1目保険料等負担金について。

第1に、千葉県全体の保険料の滞納者数の推移について伺います。

第2に、滞納事由を調査し、今後の保険料等の在り方を考える資料とするべきではないでしょうか。先ほど見ていただいた質疑資料1を御覧ください。滞納者数は年々増えており、その一定数が生活困窮、経営不振など経済的困難であることが分かります。その他に分類されている方々も、少なくない数が同様に経済的困難を抱えていると考えられます。全県的にもこのような調査が必要と考えます。

第3に、千葉県全体の短期保険証の発行件数の推移について伺います。この令和6年度まで発行が続いていました。

第4に、短期保険証の発行は納付相談の機会の確保を理由の一つとしてきましたが、保険証廃止後は、納付相談の機会をどのようにつくっているのか伺います。

第5に、千葉県全体の差押え件数の推移について伺います。

第6に、無理な差押えを抑制する方向で、保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定、または新しい要綱の策定をするべきではないでしょうか、見解を伺います。

歳出、第5款保健事業費第1項健康保持増進事業費第1目健康診査費について伺います。

コロナ禍が終わり、健康診査の受診率は回復してきていますが、これ、全県的に回復してきています。しかし一方で、歯科健康診査の受診率は低下傾向にあります。そこで、データヘルス計画の目標値と目標達成へ向けた取組について伺います。

歳出、第5款保健事業費第1項健康保持増進事業費第2目長寿・健康増進事業費について伺います。

高齢者の低栄養・重症化予防等事業補助金の執行率が低いことが分かります。そこで、データヘルス計画の目標値と目標達成へ向けた取組について伺います。

次に、議案第7号、令和7年度一般会計補正予算（第1号）について伺います。

歳入の子ども・子育て支援事業費補助金の増額理由を確認のために伺います。

最後に、議案第8号、令和7年度特別会計補正予算（第1号）の債務負担行為について伺います。

療養費支給申請書二次点検委託（柔整療養費）の限度額が今年度までは年々増加傾向にありましたが、今回の補正予算では例年よりも減った額となっています。理由について伺います。

以上で第1回目の質疑といたします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私からは、議案第5号、第7号に関する質問についてお答えします。

初めに、議案第5号、懇談会の令和6年度の開催回数に関する御質問ですが、第1回懇談会でいただいた意見は、健康診査事業の受診率の向上など、次年度の懇談会の議題

となり得るテーマが含まれているものであったことや、秋以降に委員の皆様から意見を伺う議題は特段ないものと判断したことから、2回目の開催はしないこととなりました。

続いて、議案第7号の歳入、子ども・子育て支援事業費補助金の増額の理由についてですが、子ども・子育て支援金については、令和8年度から被保険者に納付していただくものです。この制度の広報費用に国の補助金を活用することとし、歳入の国庫補助金を増額するものでございます。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、議案第6号に係る質疑のうち、まず、千葉県全体の保険料の滞納者数の推移についてお答えいたします。

滞納者数につきましては、令和4年度は1万2,962人、令和5年度は1万3,605人、令和6年度は1万3,579人となっております。

次に、滞納事由を調査し、今後の保険料等の在り方を考える資料とするべきではないかとの御質問についてお答えいたします。

滞納事由を調査し、今後の保険料の在り方を考える資料とするべきではないかとのことでございますが、後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされており、保険料の収納対策の中で滞納事由については把握に努めているところと認識しております。

次に、短期被保険者証の発行件数の推移についてお答えいたします。

直近3年分の3月末時点において交付した件数は、令和4年度538件、令和5年度641件、令和6年度653件になります。

なお、令和6年度分につきましては、制度改正により、2月1日より資格確認書を交付しておりますので、令和7年1月末分の件数となるところでございます。

次に、短期被保険者証廃止後の納付相談の機会の確保についてお答えいたします。

納付相談の機会の確保のために広域連合では、滞納者を抽出し、「納付相談のご案内」を作成した上で、各市町村担当から滞納者へ送付を依頼する予定でございます。

なお、納付相談等の徴収に関する事務については各市町村の役割となりますので、適切に対応されているものと考えております。

次に、千葉県全体の差押え件数の推移についてお答えいたします。

差押え件数につきましては、令和4年度は514件、令和5年度は569件、令和6年度は

609件となっております。

次に、無理な差押えを抑制する方向で保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定、または新しい要綱の策定をするべきではないかという質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされており、財産の差押えについては市町村の実情に応じ、市町村において対応していただいているところです。広域連合では、県内市町村の収納状況について、各市町村に対し情報提供を行うなどの支援に努めております。また、被保険者全体の公平性の観点から、差押えを抑制する方向での保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定や新たな要綱の制定は考えておりません。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 私からは、まず、歯科健康診査に関する御質問についてお答えします。

第3期データヘルス計画における歯科健康診査受診率の令和6年度の目標値14.5%に対し、実績値は11.5%でありました。広域連合としては、受診率向上に向けて、令和7年度から受診券を送付する際の封筒に歯科健康診査が無料受診できることを太字で目立つように印字したり、同封している受診勧奨通知を見やすいレイアウトに見直すなど工夫を行うとともに、引き続き、より一層歯科医師会や市町村と連携、協力しながら、歯科健康診査事業を推進してまいります。

次に、高齢者の低栄養・重症化予防等事業に関する御質問についてお答えします。

本事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が令和2年4月に開始されたことに伴い、低栄養、服薬、重症化予防の各事業が一体的実施事業に移行となった結果、現在は1市が行う訪問歯科健診のみとなっております。

なお、当該市の実施計画に基づき予算措置をしておりますが、実績がその計画を大きく下回ったため、執行率が低調となったものであります。

当該事業は、第3期データヘルス計画を策定するに当たり、健康診査、歯科健康診査及び一体的実施事業を主要事業としたため、目標値は設定しておりませんが、広域連合としては、引き続き市町村と連携、協力の下、被保険者の健康寿命の延伸を目指し、適切に取り組んでまいります。

次に、議案第8号に係る債務負担行為の療養費支給申請書二次点検委託（柔整療養費）

の限度額が例年よりも減っている理由についてお答えいたします。

本委託事業に関して、新年度予算要求額を算定する際の参考として、複数の業者から見積書を徴取しております。この見積額を参考として、令和6年度の598万4,000円から、令和7年度は386万円を限度額とさせていただいております。

答弁は以上となります。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） それでは再質疑をしていきます。

議案第5号については要望を述べておきます。私が以前広域連合議員をしていたときは、定例会前は、勉強のために後期高齢者医療懇談会の会議録を必ず読むようにしていました。とても勉強になります。今回も読むことができました。懇談会は県民の意見を直接伺う数少ない機会です。新型コロナウイルス感染が流行した二、三年間の回数減は仕方ないにしても、コロナ禍が終わった後も年1回しか意見を聞かないのは少な過ぎると考えます。特に、今年度は保険料率改定の前年度となります。令和3年度の第2回懇談会のように、令和8から9年度の保険料率改定の試算の数字を懇談会委員にきちんとお見せし、第2回懇談会を開催して意見を聞くことを強く要望します。

次に、議案第6号について4点の再質疑をします。

第1は、短期保険証についてです。令和5から6年度も短期保険証の発行件数が増え続け、保険料滞納者数も高止まりしていることが、本日の答弁で分かりました。質疑資料2を御覧ください。後期高齢者医療保険料の値上げが続くことで、保険料支払いが難しくなった高齢者が各市町村でも増えていることを示していると思います。また、市町村によっては短期保険証は出さないというところもありますから、そこはゼロになっているかと思えます。

これらの答弁や資料から見ると、令和5から6年度の保険料率の引上げによって、75歳以上の高齢者の経済的困難がさらに強まったと考えられるのではないのでしょうか。連合長の見解を伺います。

第2は、差押えについてです。質疑資料3を御覧ください。令和4年度までの数字ですが、これについては、75歳以上の高齢者には原則として差押えをしない市町村がある一方で、差押えを増やしている市町村があります。習志野市も以前は75歳以上の高齢者への差押えが県内トップクラスでした。これは習志野市議会でも問題になり、その後、やはりやり方については見直しが図られてきています。資料の一つ一つの市町村の読み

上げはしませんが、ゼロから200件以上まで大きな差があります。同じ広域連合内で保険料滞納者への差押えの考え方に大きな差があるのはいかがなものでしょうか。連合長の見解を伺います。

第3は、縦割り行政のデメリットの解消についてです。各市町村では、後期高齢者医療制度の直接の担当者と徴収・滞納処分の担当者は別々の部署に所属しているケースが多いと考えられます。徴収・滞納処分は財政部などで担当している市町村が多いのではないのでしょうか。ついては、75歳以上の高齢者の保険料徴収の在り方、滞納処分の在り方について、各市町村の徴収・滞納処分の担当者と広域連合が直接意見交換する場はないのか伺います。

第4も滞納処分についてです。全国的に見ると、住民税や国民健康保険料などについて、滞納処分執行停止要綱を整備している自治体があります。千葉県広域連合では、導入するなり、市町村と協議するなり考えはないか伺います。

以上となります。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、まず、令和5・6年度の保険料率の引上げによって75歳以上の高齢者の経済的困難がさらに強まったと考えられるのではないかについてお答えいたします。

短期保険証の発行件数や滞納者数について、被保険者全体から見るとほぼ横ばいとなっております。特に、滞納者数は微減であることを踏まえると、保険料率の上昇と経済的困難が強まったこととの因果関係は明らかではないと考えております。

次に、広域連合内での市町村間での保険料滞納者への差押えの考え方の差があることについて、こちらの質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされており、差押えについては原則行わなければならないという法律の規定の下、市町村の実情に応じ、市町村において対応していただいているところでございます。

次に、75歳以上の高齢者の保険料徴収の在り方、滞納処分の在り方について、各市町村の徴収・滞納処分の担当と広域連合が直接意見交換する場の有無という質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされており、市町村の実情に応じ、市町村において対応していただいているところでございますので、

広域連合として意見交換をすることは現段階では考えておりません。

次に、千葉県広域連合において、滞納処分執行停止要綱の導入や滞納処分執行停止について、各市町村との協議についてお答えいたします。

繰り返しとなりますが、後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされており、市町村の実情に応じ、市町村において対応していただいているところでございます。広域連合において導入、協議するということは考えておりません。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） 分かりました。滞納処分や差押えの問題については、私も以前から取り組んできたものになります。やはり、市議会で後期高齢者医療制度の問題を取り扱うときと、広域連合で取り扱うときで随分違うなと思うのが、市議会の予算委員会、決算委員会であれば、後期高齢者医療制度担当の職員もいて、一方で、徴収担当、滞納処分担当の職員もいて、この因果関係についてどう考えるのか、または高齢者の方々に負担がかかっているのではないかという議論ができるんですね。

ところが、この広域連合では、徴収・滞納処分は各市町村の役割とされているため、関係があるのではないかと、高齢者の負担が大きくなっているのではないかという思いがあっても、なかなかそれについて質疑をして明確な答弁が返ってくるということができません。

要望ですけれども、第6号については、今回の答弁については令和4年度以降の状況について御答弁いただきましたけれども、やはり、より長期の視点で見ると、私の記憶の限りでは、この滞納者数、滞納処分の数というのはずっと上向きの傾向、上昇傾向にあると思います。滞納処分の状況、滞納者の生活実態を広域連合でも把握し、保険料の在り方を考えること、そして、行き過ぎた差押えが生じないような仕組みづくりを検討すること、これを併せて要望しておきます。

あと、再質疑では取り上げなかったんですけれども、歯科健康診査の受診率については、これは私たち習志野市でもちょっと低下してしまいまして、どうするんだというところは先日の決算委員会でも取り上げたところです。ぜひ全県的に、私も父を誤嚥性肺炎で亡くしまして、やっぱり口の健康というのはとても大切なんだというのを痛感しています。ぜひ、歯科健康診査については、受診率向上に今後も努めていただきたいということ、そして、せっかく始まった低栄養・重症化予防等事業についても、全県的に取

り組んでいけるように市町村に働きかけを行っていただきたいと、以上を要望して私の
質疑を終わらせていただきます。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第5号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

谷岡隆議員。

〔14番 谷岡 隆 登壇〕

○14番（谷岡 隆） 続けての発言で失礼いたします。習志野市選出の谷岡隆です。議案
第5号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論をします。

令和6年度当初予算の審議について会議録を読みますと、後期高齢者医療制度の根本
的な欠陥を批判する立場からの討論がありました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の
高齢者をその年齢に至るまでの医療保険制度から切り離し、悪く言えば追い出してしま
い、高齢者に負担増などを押しつけ、医療給付費を大幅に削減するものであり、こうし
た制度を抜本的に改める必要があることは同感であります。また、そのときに指摘され
た職員体制の改善、これも令和6年度以降大きく進んでいるようには見えません。

本日、さらに指摘したいのが、後期高齢者医療懇談会が年1回開催に縮小された状態
が続いていることです。保険料率改定の前年度はもちろんのこと、それ以外の年度でも
データヘルス計画の実施状況など、被保険者や医療関係者の御意見を伺う貴重な場とし
て、令和3年度まで年2回開催されてきました。今もコロナの再流行が心配されたり、
インフルエンザの流行などの問題もあります。公募委員が1人も入っていないなど、弱
点はある懇談会ではありますが、懇談会で様々な分野の方々の意見を伺うことはとても
重要なことと考えます。県民の御意見を伺う機会をおろそかにしてきたのは問題です。

以上のことを指摘し、反対の討論といたします。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第6号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

おだぎりたかし議員。

[18番 おだぎりたかし 登壇]

○18番（おだぎりたかし） 議席18番、おだぎりたかしです。議案第6号、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度に関わる広域連合や市町村の各現場では、各職員の様々な奮闘があるものと捉えています。が、制度開始以降、後期高齢者医療保険料は2年ごとに値上げが続いています。年金受給額が物価の高騰を大きく下回っている現状を考慮すれば、あまりにも重過ぎます。さらに、滞納者も短期保険証の交付件数も増加傾向で、かつ、低所得者ほど滞納率が高い傾向となっていることは制度上の欠陥であり、応能負担の原則からも逸脱をしています。

被保険者からは、やりくりが厳しく、冠婚葬祭への参加をやめ、酷暑でもエアコン費用を削り、食事の回数も品数も減らし、後期高齢者医療の保険料を払っているという声をお聞きいたします。それなのに、県内半数の市町村で保険料滞納に対する差押えが実行され、かつ、差押え件数も増加傾向であることはゆゆしき事態と考えます。

また昨今、多くの医療機関で大きな赤字を抱えており、医療機関の閉鎖、倒産はどこでもあり得ると言われています。その原因は、令和6年度国の診療報酬の改定に原因がありますが、後期高齢者医療保険料は値上げ続きなのに身近な医療機関は奪われるというのでは、制度の根底が崩れてしまいかねません。

さらに今後、1990年代半ばから2000年代初頭にかけて就職活動をせざるを得なかった世代、いわゆる就職氷河期世代を含め、被保険者は低年金、無年金という方が拡大することが指摘されており、制度に対する公費負担の拡大、特に国の公費の負担拡大は待ったなしと強く指摘をするとともに、令和6年度特別会計上、不用額44億2,000万円余、保険料調整基金103億1,000万円余の活用を求めたいと思います。

さらに、保険料の減免制度の積極的活用、保健事業のさらなる大幅拡充、制度周知活動の充実を改めて強く求め、議案第6号への反対討論を終わります。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第7号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第8号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第9号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

◎一般質問

○議長（大久保たかし） 日程第14、一般質問。これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、発言の方法については、申合せ事項に基づき、発言時間は、答弁を含め15分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言を願います。

金丸和史議員。

[29番 金丸和史 登壇]

○29番（金丸和史） こんにちは。令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして、一般質問を行います。29番、金丸和史、印西市でございます。

この制度、平成20年の4月から17年がたっております。今回、連合長も就任される、また12月にすぐ退任されるということで、また継続されることをお願い申し上げておきたいなと思います。さらには、議会におきましては、大久保議長、また滝口副議長、今日就任が決まりました。議会運営に御尽力いただきたいと思います。

そしてまた、17年たちまして、私も制度発足から議員をさせていただいて、4年間若干抜けたんですけれども、ここにいらっしゃる中で、多分、恐らくその当時からいらっしゃるのは、岩田副連合長がその方だと思うんですけれども、第1回目からいらっしゃるということで、継続して頑張っていただければというふうに思っております。その中で一般質問を行っていきます。

まず1つ目が、令和7年8月1日から資格確認書の交付等に関することについてということで、まず、(1)7月に交付した被保険者、いわゆる対象者数は。過去と比較しての答弁を求めたいと思います。

さらには、昨今のマイナ保険証の件です。(2)マイナ保険証の登録者数はどのような状況なのか。これも前年、また前々年と比較して答弁を願います。

大きな2つ目です。令和8・9年度保険料率の改定に関する第1回保険料率試算について伺います。

(1)後期高齢者に関する保険料がかなり上昇するとの試算結果というふうに考えておりますが、要因はどのようなことが考えられるのか伺います。

(2)全国及び他の都道府県の状況は知らされているのか伺います。

(3)今回の試算に当たって、基金の繰入れの内容はどうか、基金の種類及び金額について伺いたいと思います。

(4) 今後も国から通知があり、当然保険料率に変動があり、料率が下降することが想定されるが、過去はどのような状況であったのか。基金の取崩し等の過去の実績について併せて伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは、後期高齢者医療に関する保険料が上昇する試算結果の要因についてお答えさせていただきます。

上昇の要因につきましては、大きく3つの要因が挙げられます。

1つ目の要因は、高度で先進的な治療、薬剤の支給を受けることができるようになったことや、診療報酬が上昇していることなどにより1人当たりの医療給付費が上昇していること、2つ目の要因といたしまして、後期高齢者負担率が令和5年改正法により、令和6年度以降の後期高齢者負担率については、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう定められたことに伴い、今回の負担率が令和6・7年度の12.67%から現時点で13.27%に上昇すること、3つ目の要因といたしまして、令和6年度から導入されている出産育児支援金について、当初2年間適用されてきた激変緩和措置が終了し、負担額が3.5%から本来の7%となることです。

いずれも国の制度改正や医療の高度化などによることが要因となっております。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、資格確認書の交付などに関することについて、まず、毎年7月に行う資格確認書等の更新についてお答えしたいと思います。

直近3年間における被保険者証または資格確認書の交付対象となった被保険者数は、令和5年度は93万9,440人、令和6年度は98万2,597人、令和7年度は100万5,499人になります。年々被保険者数は増加しておりますが、団塊の世代と呼ばれる方が後期高齢者医療制度に加入したことで、今後の増加は緩やかになると想定しております。

次に、マイナ保険証の登録状況ですが、千葉県における後期高齢者のマイナ保険証登録状況は、直近3年間の7月時点において、令和5年度は44万5,805人、令和6年度は57万2,033人、令和7年度は71万4,018人となります。以上のことから、毎年順調に登

録者数は増加しております。

なお、全国の平均登録率は、令和7年7月末時点で登録率70.09%となり、同月における千葉県の登録率は71.14%になりますので、全国平均より若干高い登録率となっております。

次に、令和8・9年度保険料率の改定に関する第1回保険料率試算について、全国及びほかの都道府県の状況に関する御質問についてお答えいたします。

今回の試算については、本日11月7日までに国への報告を行うとされているところでありまして、他広域の状況などについては現時点では国から示されておりません。今後の算定の中で、他県の状況については適宜確認してまいります。

次に、試算に当たって、基金の繰入れの内容についてお答えいたします。

今回の試算では、当広域連合の後期高齢者医療保険料調整基金から50億円を繰り入れたと仮定して算定を行っております。

次に、今後の国の通知により保険料率に変動が見込まれるが、過去の状況についてお答えいたします。

前回の令和6・7年度算定時では、第1回の試算において、76億円を繰入れし、1人当たり平均年間保険料額が8万6,035円であったところ、最終的に100億円を繰入れ、1人当たり平均年間保険料額が8万3,927円になりました。前々回の令和4・5年度算定時では、第1回の試算において、1人当たり平均年間保険料額が8万5,322円であったところ、最終的に約52億円を繰入れ、1人当たり平均年間保険料額が7万9,775円になりました。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 金丸和史議員。

○29番（金丸和史） それでは再質問に移りたいと思いますけれども、全部について再質問するわけではありませんが、まず、1番の令和7年8月1日から資格確認書の関連のところです。

その中の(1)7月に資格確認書を今回全員を対象にということで行ったわけですが、発足当時、実は約1割の方が後期高齢者に加入して60万人が加入者だったのが、この17年間で、それがもう100万人に達しているというような内容になっているということでありまして。それだけ高齢化が進んでいるという現状が千葉県にもあるということをお聞きを我々議員としても認識しておかなければいけない。その中で、その方たちへの医療費

をこの連合が支払うという形を取っているわけですね。医療を賄っているわけです。大事な制度だということは、もう間違いないということなんですけれども、そういった中で、7月に交付した資格確認書ですけれども、その対象者へ郵送で各市町村が行ったと思うんですが、通知した結果、返送されたものとか不明だったものが、もしかするとあるのではないかなと思うわけなんですけれども、その数について把握されておられれば、まずその数について伺いたいと思います。1問目については、その内容だけになります。

大きな2つ目の項目です。

保険料のことが一番これから大変だなというふうに思うところであります。今回も試算結果の報告を受けたわけですが、こんなに上がるんだという、本当に印象です。そういった中で、収支均衡という言葉は出てきたと思うんですけれども、これは守っていかなければいけない。収支均衡は守っていかなければ、本当に大切な制度ですから、長続きしないといけないという制度だと思います。ですから、上昇することはあるんだろうなというふうな認識にいたわけなんですけれども、まさかこんなに上がるとはというところでありました。率直なところ、そういう思いであります。

そういった中で、何とか下げる要因がないのかという今回の再質問に至るわけなんですけれども、第1回の保険料率の試算について、恐らく今後も国からの通知に基づきまして、千葉県後期高齢者医療広域連合として、千葉県の高齢者医療の保険者として、また、最終段階まで、議案が出来上がるまで適切に保険料率の試算をしていただきまして、千葉県の高齢者医療制度を今後も健全に運営していけるように、仕組みづくり、制度づくりというか、制度運営を行っていかなければならないという決意であります。できる限り方策を尽くしていただいて、責務を全うしていただくよう強く求めて、連合長の見解を伺うわけなんですけれども、そういった状況の中で、やっぱり1円でも安くできるようなことは、この議員としても考えていかなければならないと思っておりますので、そういった連合長の思いとか、見解について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大久保たかし） 櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは、保険料率に関する御質問についてお答えさせていただきます。

保険者である広域連合が安定した財政運営を行うためには、収支を均衡させるような保険料率の設定をすることが重要であると考えております。このような中、今回の保険

料率の試算に当たりましては、国の制度見直し等による増加要因が生じているところ
でございます。そのため、広域連合といたしましては、既に保険料軽減措置の拡充などを
内容とした国への要望を行ったところであり、引き続き国からの通知等を注視しつつ、
後期高齢者医療保険料調整基金のさらなる活用などを検討し、保険料率の上昇の抑制に
できる限り努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、7月に郵送した対象者において、返送された
ものや結果として不明であった数についてお答えいたします。

返送などをされ滞留している資格確認書の合計件数は6,436件あり、そのうち宛所尋
ねなしにより所在不明となっている件数は407件になります。各市区町村担当により、
滞留解消に向け取組をさせていただいているところであり、宛所尋ねなしの方は現地調査
等を行った上で、居住していないことが確認できた場合には、法に基づき、住民票の職
権削除をされていると考えております。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 金丸和史議員。

○29番（金丸和史） 以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（大久保たかし） 次の質問者、畑場博敏議員。

[46番 畑場博敏 登壇]

○46番（畑場博敏） 46番、一宮町の畑場博敏でございます。一般質問を行います。

後期高齢者被保険者の健康と生活を守る広域連合の姿勢と対策について伺いたいと思  
います。

現在の急激な物価高騰と高止まりの中で、高齢者の受け取る年金は2004年から導入さ  
れましたマクロ経済スライドによりまして、賃金の上昇率や物価上昇率よりも年金上昇  
率を低く抑える、この方式が取られて、年金生活高齢者の暮らしが大きく圧迫されてい  
ます。直近の今年8月の物価上昇率は3.1%、電気・ガス料金は、補助金があったので  
2.7%、生鮮食料品を除く食料品の上昇率は8%と高い伸びを示しています。一方、今  
年の公的年金の支給額は、プラス1.9%と抑制されており、こういった伸び率の関係で  
あります。

体の元気な高齢者は、自己防衛策として、アルバイトとかシルバー人材センターなどで、さらなる収入を得ようと一生懸命働いております。周りを見ると、こういった実態が分かるわけでありまして。全国的には65歳以上の就労人口、これは4分の1に上っている、こういった統計もございます。

ところが、元気に働いていると次の難問が待っております。住民税非課税世帯から外れて、課税世帯になってしまう事態であります。単身世帯で年金所得155万円以下の世帯、私の住んでいる一宮町では、税務課に聞いてみたところ、148万円以下の所得世帯は非課税世帯ですけれども、それを超えると課税世帯になって、住民税、その他介護保険料、このランクも第3段階から第4段階、第5段階へと上がり、年間保険料の伸びも3万9,840円から5万2,440円へと1万2,600円上がる、これが第4段階です。第5段階になれば5万8,200円、このようになって1万8,360円と大きく跳ね上がっていきます。一生懸命働いて少しでも生活の足しにしようとして頑張ってきたこのお金が、どんどん消えていきます。

体を壊して病気になってしまうともっと悲惨です。医療費の窓口負担が2022年10月から、一定の所得のある人は1割から2割、現役並み所得の方々は3割の負担、こういうふうを増やされ、今年10月からは1割から2割へ移行した方々の配慮措置が終わりました。負担が一層強まっています。患者負担増となる対象人数、影響額の推計を示していただきたいというふうに思います。

さきの全員協議会で、令和8年度・9年度の保険料の検討状況が示されました。新たに創設された子ども・子育て支援金を合わせると、一挙に10万円を超える額となっております。国会では、物価高騰対策として、国民負担をいかに抑えるか、この議論が行われ、減税とか、あるいは現金給付とか、こういったことが議論されている中、本広域連合は全く逆行した高齢者いじめの動きであります。

初めに、連合長の被保険者の皆さんの生活実態をどのようにつかんでいるのか、その認識について伺いたいと思います。

さらに、被保険者に対する健康と生活を守る具体策について伺い、1回目の質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 被保険者の健康と生活を守る広域連合の姿勢と対策に関する御質問について、お答えいたします。

まず、窓口負担割合が2割の方の負担を抑える配慮措置終了による影響ですが、厚生労働省によると対象被保険者数は全国で約310万人、自己負担額は1人当たり年平均9,000円程度増加すると推計されております。

次に、被保険者の置かれている生活実態への認識でございますが、報道等によりますと、物価の高騰などもあり節約しながら生活されているなどと承知しております。

最後に、被保険者に対する健康と生活を守る具体策でございますが、第3期データヘルス計画に基づき健康診査事業と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を市町村と協力して実施することで、被保険者の健康を維持するとともに医療費の適正化を図っております。

なお、健康診査事業については、受診率向上に向けてテレビCM等で受診勧奨をさらに進めるとともに、一体的実施事業については、先進市町村を訪問し、優良事例を研修等で紹介するなど、一層の推進を図ってまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 焔場博敏議員。

○46番（焔場博敏） 再質問を行いたいと思います。3点の質問に対する御答弁ありがとうございました。

再質問第1点目、窓口負担1割から2割になる方々の配慮措置の終了による影響の件でありますけれども、千葉県の実態、もっと言えば各市町村の実態が知りたかったわけでありまして、国レベルしか分からない、こういうことですので非常に残念であります。国の数字は各都道府県の実態の積み上げによる計算でできているんだというふうに思っていました。各都道府県、これは各市町村の積み上げによって影響数、影響額が出ているのではないかと、このように考えておりました。国の数字はどのように算出されているのか、再度伺いたいと思います。

全国の後期高齢者被保険者数は1,814万5,000人、このうち配慮措置のあった人数が先ほど310万人、こういう御答弁でしたから、単純比率で見ますと17.08%になります。1人当たり9,000円の影響額という発表ですから、千葉県の9月現在の被保険者数100万8,036人ですから、国の影響比率を単純計算すると17万2,173人、このような影響人数の算出がされます。1人当たり平均9,000円増ということですから、この影響額も15億4,955万7,000円の影響額というふうになります。国の影響値算出方法について、再度説明を求めたいと思います。

2点目の被保険者の生活実態への認識問題でありますけれども、非常にさらっとした答弁で、節約しながら生活されている、このようなことを承知しております、こういう認識でありました。生活者の声を直接聞かれたことはあるのでしょうか。節約といっても、毎日の買物が恐ろしい、こうっております。病気で入院となれば、まずお金の心配をしなければいけない。どんな声を直接聞いているのか、お答えを願いたいと思います。

3点目として、健康と生活を守る具体策を再質問いたします。第3期データヘルス計画について答弁をいただきましたが、令和6年度から令和11年度まで計画で目標値を持って推進を始めている、このことは承知しております。今回の質問で取り上げた趣旨は、計画的に健康寿命を延ばすということはもちろん大切ですが、一方で、直近の暮らし、生活を守る施策を進めてほしい、安易に負担増を提案するのではなく、国の方針に意見も述べ、配慮措置の復活や継続、これを広域連合でも行っていく、もし国がそういう方針を切らなければ、広域連合の負担でもこれは続けていく。こういった決意、これができないかどうか、被保険者の生活に寄り添う姿勢を見せてほしいと思いますけれども、この点での再度の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 被保険者の健康と生活を守る広域連合の姿勢と対策に関する再質問についてお答えいたします。

まず、国の影響値の算出方法でございますが、厚生労働省によりますと、対象被保険者数は、直近のデータを用いると約310万人と推計されているとのことです。なお、自己負担額の増額について、詳細は把握しておりません。

次に、住民の声を直接聞いているのかとの質問でございますが、広域連合ではそのような調査を行っておらず、また、国における調査の実施について確認していないことから、全体の状況については把握しておりません。

なお、被保険者からの電話対応において、生活に困窮している等の相談を受けた際には、まず、後期高齢者医療制度の中で対応できることを検討し、困難な場合には、市町村の福祉部門等を御案内しております。

最後に、被保険者に寄り添う姿勢を見せてほしいとの質問でございますが、例えば、国における高額療養費制度の再検討に当たっては、急激な負担増とならないよう激変緩

和措置の設置を検討するなどの要望を全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて行っております。また、被保険者の負担が少しでも軽減されるよう、保健事業やジェネリック医薬品の利用促進等の医療費適正化事業の推進により、医療費抑制に取り組んでおります。さらに、被保険者からの相談等に対しては、引き続き丁寧に対応してまいります。

以上です。

~~~~~

○議長（大久保たかし） 次の質問者、並木幹男議員。

[35番 並木幹男 登壇]

○35番（並木幹男） 35番、山武市の並木幹男でございます。初めての質問ですが、よろしく願いいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。1番目に後期高齢者医療制度の保険料についてと、2番目に後期高齢者医療制度における保健事業の推進について何点か伺います。

日本の高齢者の医療費の窓口負担は、1983年にそれまで10年間続けられた無料の制度から数百円の定額負担に改められました。2001年には定率1割程度になりました。2006年には現役平均並み所得は3割に引き上げられ、2008年に後期高齢者の医療制度保険を別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を強いるのが狙いでした。現に2022年、令和4年に一定以上の所得の人の窓口負担が2割に引き上げられました。

政府はさらに改悪を加速しようとしています。厚生労働省の部会は10月、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋に基づいて、70歳以上の窓口3割負担の対象拡大を狙い現役並み所得の判断基準の見直しの議論を始めています。保険料も制度開始以来17年になりますが、保険料は右肩上がりに負担が増えて、その大きな要因の一つが、後期高齢者負担率が発足時の10%から、2年ごとに1ポイントずつ定期的に値上げされる制度となっていることです。現在の保険料では、令和4年度・5年度の負担率11.72%から12.67%へ0.95%も引き上げられています。保険料の負担が増えるのならば、せめて窓口の負担が軽減されるのかと思えば、窓口の負担も増えるなどの制度となっています。

しかも、現行の保険料は、少子化対策の財源確保、現役世代の負担軽減などで出産育児支援金が導入をされ、値上げの上乗せがされています。このような状況がある中で、1点目に、令和6・7年度の見直しにより保険料値上げになっている所得階層別の状況はどのようになっていますか。

2点目に、令和6年度の収納状況について滞納者の状況とその対応について伺います。

3点目に、低所得の保険料軽減措置の内容と軽減対象者の現状について伺います。

4点目に、令和8・9年の保険料率の試算結果が報告をされていますが、所得割額5万235円、所得割率9.25%で、1人当たり平均年間保険料額9万7,961円になっており、令和6年度・7年度よりもさらに値上げとなっているわけですが、試算の考え方として、費用の見込額として、千葉県の場合、医療費の伸び率、1人当たりの医療費の推移は全国的に見ても低い水準にあると考えますが、その試算の考え方を伺います。また、新しく令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度の支援金の試算結果が示されていますが、その試算の考え方についても伺います。

2番目の項目で、保健事業の推進について伺います。

広域連合では、令和6年度から第3期データヘルス計画を策定して事業を進めているわけですが、この計画では、1つ目に健康診査事業、2つ目に歯科健康診査事業、3つ目に高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業の3事業を主要事業として、県内54の全ての市町村及び千葉県医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの医療関係団体との連携協力関係を強化して、広域連合はその中心となって進めていくとお聞きをしています。

この計画の目標として、高齢者の方が自らほかの方の手を借りずに1人で自立をして生活していける平均自立期間を男女とも1歳以上延伸を掲げて、この目標を達成するために、保健3事業を中心に位置づけて取組を進められていると思いますが、1点目として、令和6年度の各事業の成果について、また、令和7年度の事業実施の状況について伺います。

2点目に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、令和2年度より国の特別調整交付金による財政支援を受けて、広域連合と市町村において委託契約を締結し、健康寿命の延伸を目指して、医療専門職における健康リスクの高い方への個別相談指導や、幅広い対象者への健康教育等を組合せした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行っているわけですが、令和2年度から令和5年度の事業内容と、令和6年度事業については全市町村で実施されていると聞いておりますが、その事業内容について伺います。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、後期高齢者医療制度の保険料についてにお答えいたします。

まず、令和5年改正法により制度の見直しを行った結果、令和6・7年度の保険料は値上げとなったが、その影響について、所得階層別の状況によりお答えいたします。

前回の保険料率改定前後である、令和5年度と令和6年度の保険料について、収入金額別に3つの例を用いて説明させていただきます。

まず、単身世帯であり、年間の収入が年金のみ、240万円である場合です。この場合、令和5年度の年間保険料額は11万6,300円、令和6年度の年間保険料額は12万3,000円で、年間6,700円の増となります。次に、単身の世帯であり、年間の収入が年金のみ、200万円である場合です。この場合、令和5年度の年間保険料額は7万4,100円、令和6年度の年間保険料額は7万7,800円で、年間3,700円の増となります。最後に、やはり単身の世帯であり、年間の収入が年金のみ、120万円である場合です。この場合、令和5年度の年間保険料額は1万3,000円、令和6年度の年間保険料額は1万3,100円で、年間100円の増となります。

次に、保険料の収納状況と滞納者への対応についてお答えいたします。

保険料の収納状況につきましては、令和6年度現年度分で収納率99.40%となっております。滞納者の状況につきましては、直近の3年間では、令和4年度は1万2,962人、令和5年度は1万3,605人、令和6年度は1万3,579人となっております。滞納者への対応につきましては、保険料の徴収は、法律に基づき市町村の役割となっております、関係法令の規定に基づき、適切に対応しているものと考えております。

次に、保険料の軽減措置と軽減対象の内訳についてお答えいたします。

所得の低い方に対する保険料の軽減措置といたしましては、世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減される制度があります。令和6年度における軽減対象者の内訳を申し上げますと、2割軽減が14万7,857人、5割軽減が11万5,408人、7割軽減が36万9,400人となっております。

次に、令和8・9年度保険料率の改定とその試算結果について、試算の考え方をお答えいたします。

今回の令和8・9年度保険料率改定に向けた試算につきましては、令和7年10月6日付で厚生労働省より発出された通知に基づき、千葉県における医療給付費等、後期高齢

者医療制度の実績を踏まえ算出したものであり、あくまで現時点における結果ということになります。今後、厚生労働省において、全国における今回の試算結果を精査し、また診療報酬の改定など、国において定める事項を加えた最終的な算定の通知がなされる予定となっており、この通知に基づき最終的な次期保険料率の決定を行うものとなっております。

また、子ども・子育て支援金の試算につきましては、国の通知に基づき、広域連合が納付すべき納付金額を計算し、そこから1人当たりの金額を算出しております。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 私からは、後期高齢者医療制度における保健事業の推進についてをお答えいたします。

まず、第3期データヘルス計画の進捗状況についてでございます。健康診査受診率については、令和6年度は目標値36.0%に対し、実績値が35.3%と目標値より0.7%低い状況でございます。歯科健康診査受診率については、目標値14.5%に対し、実績値が11.5%と目標値より3.0%低い状況でございます。こういった状況を受け、テレビのほか、令和7年度から新たにラジオでのCM等で受診勧奨を広く呼びかけ、また、より一層市町村と連携協力の上、受診率向上に努めてまいります。

次に、第3期データヘルス計画における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組についてでございますが、令和2年度においては9市町村、令和5年度は42市町村と、まずは実施市町村数の拡大を図ってきたところであり、その結果、令和6年度より千葉県内全54市町村で実施をしているところであります。

なお、事業の実施状況において、令和6年度は事業目標である6指標のうち5指標で目標を達成したところであります。

答弁は以上となります。

○議長（大久保たかし） 並木幹男議員。

○35番（並木幹男） 2番目の質問も用意していましたが時間がないので、最後に要望させていただきます。後期高齢者医療保険についてですが、令和6年第1回広域連合議会において請願が出されていますが、「令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願」の趣旨の中で、「昨今の物価高騰、特に食料品をはじめとした生活必需品の値上げに日々の生活は大変厳しくなっています」。「『後期高齢者医

療制度』の加入対象者は、2008年4月までは『国民健康保険』または『被用者保険』に加入していました。引き下げが続く年金と一昨年10月からの窓口負担の2割化、さらに低い年金からの天引きによる保険料の徴収が多く加入者の暮らしを困難にしています」。社会保障千葉県協議会が「実施した後期高齢者へのアンケートでは、約8割の方が『保険料が高い』、5割近くの方が『無理して支払い』と回答しています。『無理して支払い』では『生活費を削って』が5割を占めています。高齢者の多くは低年金での暮らしです。このような状況の中での後期高齢者医療保険料の引き上げは、必要な医療機関へのアクセスを躊躇することにつながることを懸念されます。加入者の暮らしと働き方、健康の実態や保険料滞納者の実情を踏まえ、いつでもだれもが安心して必要な医療にかかることができる社会保障としてふさわしい制度にしていくことが緊急かつ切実に求められている」と思います。

この請願が提出されたときよりも一層の物価高騰がひどくなっています。また、年金は物価上昇にとっても追いついていません。令和8・9年度の保険料試算も大幅な値上げが計画されています。これ以上の値上げをしないためにも、被保険者が安心して暮らし、医療が受けられるような抜本的な国の財源の拡充を本連合としても求めるなど、保険料の軽減に一層の努力をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

~~~~~

○議長（大久保たかし） 次の質問者、白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 38番、酒々井町の白井則邦です。早速質問に入らせていただきます。

まず、大きい1つ目です。資格確認書の交付についてです。

(1)本年1月にも質問させていただきましたが、そのときの回答は、資格確認書の交付要件は国の通知に定められているため、被保険者全員に資格確認書を交付することはできない、とのことであった。しかしその後、厚労省から4月3日付事務連絡「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」が出され、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続すること、とされました。そのため、本年8月の年次更新においては、マイナ保険証の有無にかかわらず、被保険者全員に資格確認書が職権交付されました。それ自体は非常に適切な対応であったと思います。しかし、通知によっても法を覆すことはできません。その根拠となる法令があるはずですが、

そこでお伺いいたします。その根拠法令は何だったのでしょうか。

(2)です。さきに挙げた4月3日付の事務連絡には、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある、とありました。他の年代との利用率の差はどれくらいあるのでしょうか、お聞かせください。

(3)暫定運用の継続により、被保険者全員に資格確認書を交付するために経費が増加したと思います。その経費は幾ら増加したのでしょうか、お聞かせください。

続きまして、情報セキュリティ対策についてです。

近年は、業務のデジタル化やオンライン化が進む一方で、サイバー攻撃の脅威が年々増大しております。最近も民間の事例ではありますが、大企業が身代金を要求するランサムウェア攻撃により、出荷停止などの被害に遭っております。また、連携する外部事業者経由で情報が流出することもあります。例えば、茨城県の後期高齢者医療広域連合では、昨年5月、業務委託先事業者へ不正アクセスがあり、個人情報流出のおそれがあったと報告されております。また、内部不正、それから人為ミスによる情報漏えいのリスクもございます。

そこでお伺いしますが、住民の重要な情報を預かる広域連合にとって、情報セキュリティ対策は最優先課題です。現在、情報セキュリティ対策としてどのようなことをしているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、資格確認書の交付について、まず、職権交付する根拠法令についてお答えいたします。

マイナ保険証の所持の有無にかかわらず、資格確認書の職権交付ができるという根拠法令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の附則第15条の第1項を準用する第2項の規定であり、その中で職権により被保険者に対し資格確認書を交付することができるものと定められております。

次に、後期高齢者とほかの年代とを比較した際のマイナ保険証利用率の差についてお答えいたします。

事務連絡が発出された直近である令和7年3月末時点では、全被保険者の利用率27.26%、後期高齢者医療制度加入者の利用率22.0%となり、その差は5.26ポイントとなります。

次に、暫定運用の継続により増加した経費についてお答えいたします。

7月に行った資格確認書の更新事務についてですが、当初、資格確認書及び資格情報のお知らせを発送することとして予定していた金額は3億1,564万円余りです。令和7年4月に国より、後期高齢者制度においては、令和8年7月まで暫定運用により職権交付することとされたため、資格情報のお知らせを送付しないこととなり、資格確認書のみを交付するために必要な費用は5億3,819万円余りとなったことから、増加額は2億2,255万円となります。

なお、増加した経費は令和7年度特別調整交付金により交付される予定です。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私からは、情報セキュリティ対策に関する質問についてお答えします。

広域連合事務局では、情報資産に対する安全対策について、情報セキュリティポリシーを定めており、この適正な運用を図るため、事務局職員に対して、毎年、情報セキュリティ研修を実施しています。また、委託先事業者とは、契約書に個人情報漏えい防止に関する特記事項等を定め、対策をしています。さらに、システムの技術的対策としては、ファイアウォールの設置等、外部からの不正アクセスを防止する対策を講じています。今後も、継続的に見直しを図り、セキュリティ対策を強化してまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） それでは、再質問させていただきます。

まず、御答弁ありがとうございました。根拠法令となる附則15条なんですけれども、こちら、保険者が必要があると認めるときは、当分の間、資格確認書の職権を交付することができる」と規定しております。ここで、保険者は広域連合のことであり、職権交付は国が一律に定めるのではなく広域連合が独自に判断可能と読めますが、その解釈で間違いありませんでしょうか。

それから、マイナ保険証の利用率、こちら当時22%と、やはり大きく低い数字ですね。このマイナ保険証の利用率、目標設定がされていたのではないかと思います。厚労省は昨年1月24日、都道府県後期高齢者医療保険広域連合長含む各保険者に対し通知を出しております。その通知は、昨年11月時点でマイナ保険証利用率を50%に設定するよう

に事実上、各保険者に促しておりました。当広域連合では、昨年11月時点でこのような目標値を設定したのでしょうか、また、その数字は幾つだったのでしょうか。それから、現時点でのマイナ保険証の利用率、これは幾つなのか教えていただきたいと思います。

続きまして、情報セキュリティーについてです。

まず、多様なセキュリティー対策をしていることが分かりました。ありがとうございます。ただ一方で、完全にリスクをゼロにすることはできていないのかなと思います。まず、本年4月14日、それから、おととい11月5日、この千葉県広域連合において電算処理システムのシステム障害がありました。その原因は何なのでしょう、また、再発防止はしてあるのでしょうか。

以上、再質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、附則第15条の規定は広域連合が資格確認書の職権交付について独自に判断することが可能であるとの解釈で間違いはないかについてお答えいたします。

附則第15条の規定は、保険者は、必要があると認めるときは当分の間、職権で被保険者に対し厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付することができる、とされており、この保険者は広域連合を指すものと認識しております。

次に、令和6年1月に設定したマイナ保険証の利用率の目標値についてお答えいたします。

広域連合において、令和6年1月に令和6年11月時点でのマイナ保険証の利用率の目標について、国の目標設定の参考値として提示された50%と設定いたしました。

次に、マイナ保険証の現時点の利用率についてお答えします。

広域連合で把握している最新の利用率は令和7年7月分になり、その利用率は33.75%になります。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から、システム障害に関する質問についてお答えします。

まず、本年4月の先ほど14日というふうに聞こえたんですけども、たしか15日です。本年4月15日に約1時間にわたり、また、先日の11月5日に約4時間にわたり、県内市町村及び広域連合等において使用している広域標準システムが使用できない状態となり

ました。被保険者の皆様、市町村の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

まず、4月の障害の原因ですが、国保中央会が開発し、全都道府県に提供している当該システムが、クラウドサービスの環境内に構築されている中で、データセンターの一部仮想サーバーにおいて、電源遮断が起きたことによるものです。11月の障害の原因は、広域標準システムとデータセンターをつなぐネットワーク上の回線が、一時的に切断されたことによるものです。

今後の対策としまして、被保険者の皆様に影響が出ないように、委託先事業者には確実に安定した仕組みづくりを求めていき、日頃から定期的に情報共有の場を設け、連携、協議し、障害発生の防止に努めてまいります。

私から以上です。

○議長（大久保たかし） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 御答弁どうもありがとうございました。それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

まず目標値ですね。11月時点で50%ということでしたが、直近でも33.75%ということで、現在下回っているという状況になっております。この暫定措置、来年8月までということですがけれども、マイナ保険証利用者に原則として資格確認書を交付しない対応、正しい対応ですがけれども、これ、法律にのっとってやるということ、現状で広域連合としては、これを来年8月に全部やってもいいと、それをやっても問題ないと考えているのか、それとも、マイナ保険証保有者に原則として資格確認書を交付するというところだけにしようという問題があると考えているのでしょうか、現在の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

また、来年8月の年次更新、もしも目標値である50%にまだ到達できず、マイナ保険証の利用率が低い場合に、再度職権交付するようなお考えはあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。こちらのほう国の判断ではなく広域連合の判断でできるといっていたので、こちら御答弁いただきたいと思います。

続きまして、情報セキュリティ対策についてです。

こちらのほう質問ではなく要望を1点述べさせていただきます。4月と11月のシステム障害、いずれも外部の問題だということで、広域連合の問題ではないということで少し安心しました。ただ、いろんなシステムを本当に外部委託しながら、また自分のシス

テムを構築するという一方で、非常に多重構造、それはセキュリティ対策としては非常に大事なことですけれども、一方で、膨大なシステム、それから膨大な職員の手間暇もかかります。しっかりと今後もシステム更新をしていくながら、また多くの事業者さんと連携する。そして、しっかりとした職員体制、これ、トラブルがあったときは本当にマンパワーが大事なので、通常は余裕がある、しかし、いざというときには全員でかかる、そのような体制を構築していただきたいと思います。この点、要望です。よろしくお願いたします。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、マイナ保険証利用者に原則として資格確認書を交付しない対応をしても問題ないかについてお答えいたします。

資格確認書の職権交付対象者として想定される者は、令和5年12月に発出された国の事務連絡に示されております。マイナ保険証をお持ちの方は、資格情報のお知らせを交付することになっており、医療機関においても適切に医療が受けられるものであるため、暫定運用期間の経過後は、その事務連絡に示された対象者にのみ、資格確認書を職権交付する運用は問題ないと認識しております。

次に、来年の年次更新において再度職権交付するかについてお答えいたします。

千葉県広域連合独自で職権交付を行うことは、千葉県広域連合において財源の確保を行う必要があり、納めていただく保険料に影響することから、独自で職権交付する考えはありません。

答弁は以上でございます。

~~~~~

○議長（大久保たかし） 以上で一般質問を終結いたします。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（大久保たかし） 日程第15、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会において調査中の事件につき、委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（大久保たかし） 以上をもって本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（大久保たかし） これをもって令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉議・閉会 午後 0時22分

会 議 録 署 名 議 員

議 長 大 久 保 た か し

副 議 長 青 木 悦 子

副 議 長 滝 口 一 浩

会 議 録 署 名 議 員 川 井 洋 基

会 議 録 署 名 議 員 秋 山 光 章

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	令和7年11月7日	多数承認
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	〃	全会承認
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	〃	全会承認
議案第 4 号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	〃	全会同意
議案第 5 号	令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	多数認定
議案第 6 号	令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	多数認定
議案第 7 号	令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	〃	全会可決
議案第 8 号	令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	〃	全会可決
議案第 9 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について	〃	全会可決

(会議配付資料)

令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和7年11月7日（金）午前10時開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議長の選挙

【日程の追加】議長選挙後、副議長の辞職の件及び副議長の選挙を追加予定

第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

第9 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

第10 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 議案第7号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第12 議案第8号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

第13 議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

第14 一般質問

第15 委員会の閉会中継続調査の件

（一括議題）

（一括議題）

令和7年 第2回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議席表

給付管理課 課長補佐 市川市 上原 高	資格保険料課 課長補佐 習志野市 奥山 英俊	総務課 課長補佐 成田市 土屋 祐介						
給付管理 課長 松戸市 西谷 優人	資格保険料 課長 船橋市 櫻井 靖久	総務課長 千葉県 宮木 睦美						
次長 会計管理者 千葉市 石川 真二	局長 千葉県 櫻井 文明	副広域 連合長 東庄町 岩田 利雄	広域連合長 いすみ市 太田 洋	副議長 鋸南町 青木 悦子	議会事務局長 柏市 中村 志穂			議会事務局書記

9 高山 佳久 茂原市	8 古橋 敏夫 野田市	7 岩瀬 麻理 松戸市	6 渡辺 厚子 木更津市	5 秋山 光章 館山市	4 川井 洋基 船橋市	3 大久保 たかし 市川市	2 石神 嘉明 銚子市	1 川合 隆史 千葉市
18 おだぎり たかし 流山市	17 相川 真樹 市原市	16 松崎 栄二 勝浦市	15 岡田 智佳 柏市	14 谷岡 隆 習志野市	13 島田 恒 旭市	12 坂本 賀一 東金市	11 山本 英司 佐倉市	10 石渡 孝春 成田市
27 山口 進 袖ヶ浦市	26 大谷 満子 四街道市	25 末益 隆志 浦安市	24 平野 英男 富津市	23 高橋 健治 君津市	22 針貝 和幸 鎌ヶ谷市	21 福原 三枝子 鴨川市	20 内田 美恵子 我孫子市	19 立川 清英 八千代市
36 半場 新一 いすみ市	35 並木 幹男 山武市	34 高木 寛 香取市	33 石田 加代 匝瑳市	32 阿部 美津江 南房総市	31 河田 厚子 富里市	30 荒井 靖行 白井市	29 金丸 和史 印西市	28 木村 由希子 八街市
45 川島 富士子 横芝光町	44 坂井 慶子 芝山町	43 原田 教光 九十九里町	42 桜井 莊一 東庄町	41 高坂 恭子 多古町	40 大原 秀雄 神崎町	39 大野 博 栄町	38 白井 則邦 酒々井町	37 田辺 正弘 大網白里市
54 青木 悦子 鋸南町	53 滝口 一浩 御宿町	52 渡辺 八寿雄 大多喜町	51 加藤 喜男 長南町	50 佐久間 繁英 長柄町	49 大多和 正夫 白子町	48 石井 俊雄 長生村	47 島貫 孝 睦沢町	46 栂場 博敏 一宮町

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和7年11月7日 現在

No.	氏名	ふりがな	市町村名
1	川合隆史	かわい たかし	千葉市
2	石神嘉明	いしがみ よしあき	銚子市
3	大久保たかし	おおくぼ たかし	市川市
4	川井洋基	かわい ようき	船橋市
5	秋山光章	あきやま みつあき	館山市
6	渡辺厚子	わたなべ あつこ	木更津市
7	岩瀬麻理	いわせ まり	松戸市
8	古橋敏夫	ふるはし としお	野田市
9	高山佳久	たかやま よしひさ	茂原市
10	石渡孝春	いしわた たかはる	成田市
11	山本英司	やまもと えいじ	佐倉市
12	坂本賀一	さかもと よしかず	東金市
13	島田恒	しまだ わたる	旭市
14	谷岡隆	たにおか たかし	習志野市
15	岡田智佳	おかだ ちか	柏市
16	松崎栄二	まつざき えいじ	勝浦市
17	相川真樹	あいかわ まさき	市原市
18	おだぎりたかし	おだぎり たかし	流山市
19	立川清英	たちかわ きよひで	八千代市
20	内田美恵子	うちだ みえこ	我孫子市
21	福原三枝子	ふくはら みえこ	鴨川市
22	針貝和幸	はりかい かずゆき	鎌ヶ谷市
23	高橋健治	たかはし けんじ	君津市
24	平野英男	ひらの ひでお	富津市
25	末益隆志	すえます たかし	浦安市
26	大谷満子	おおたに みつこ	四街道市
27	山口進	やまぐち すすむ	袖ヶ浦市

議会運営副委員長

議会運営委員長

No.	氏 名	ふ り が な	市 町 村 名
28	木 村 由 希 子	きむら ゆきこ	八街市
29	金 丸 和 史	かなまる かずふみ	印西市
30	荒 井 靖 行	あらい やすゆき	白井市
31	河 田 厚 子	かわた あつこ	富里市
32	阿 部 美 津 江	あべ みつえ	南房総市
33	石 田 加 代	いしだ かよ	匝瑳市
34	高 木 寛	たかぎ ひろし	香取市
35	並 木 幹 男	なみき みきお	山武市
36	半 場 新 一	はんば しんいち	いすみ市
37	田 辺 正 弘	たなべ まさひろ	大網白里市
38	白 井 則 邦	しらい のりくに	酒々井町
39	大 野 博	おおの ひろし	栄町
40	大 原 秀 雄	おおはら ひでお	神崎町
41	高 坂 恭 子	こうさか きょうこ	多古町
42	桜 井 莊 一	さくらい しょういち	東庄町
43	原 田 教 光	はらだ のりみつ	九十九里町
44	坂 井 慶 子	さかい けいこ	芝山町
45	川 島 富 士 子	かわしま ふじこ	横芝光町
46	焔 場 博 敏	あきば ひろとし	一宮町
47	島 貫 孝	しまぬき たかし	睦沢町
48	石 井 俊 雄	いしい としお	長生村
49	大 多 和 正 夫	おおたわ まさお	白子町
50	佐 久 間 繁 英	さくま しげひで	長柄町
51	加 藤 喜 男	かとう よしお	長南町
52	渡 辺 八 寿 雄	わたなべ やすお	大多喜町
53	滝 口 一 浩	たきぐち かずひろ	御宿町
54	青 木 悦 子	あおき えつこ	鋸南町

○副議長

辞職許可議員一覧

令和7年11月7日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	辞職許可日
1	麻生 紀雄	千葉市	令7年10月2日
2	広野 恭代	銚子市	令7年6月4日
3	増田 好秀	市川市	令7年6月10日
4	渡辺 賢次	船橋市	令7年7月3日
9	金坂 道人	茂原市	令7年4月30日
10	神崎 利一	成田市	令7年5月20日
12	伊藤 博幸	東金市	令7年3月31日
14	佐野 正人	習志野市	令7年5月15日
15	佐藤 浩	柏市	令7年9月26日
17	伊佐 和子	市原市	令7年6月29日
18	渡辺 仁二	流山市	令7年6月27日
22	泉川 洋二	鎌ヶ谷市	令7年5月1日
25	斉藤 哲	浦安市	令7年5月16日
28	栗林 澄恵	八街市	令7年9月30日
31	荒野 峰之	富里市	令7年6月2日
34	久保木 清司	香取市	令7年2月25日
35	石川 和久	山武市	令7年5月16日
40	石橋 伸一	神崎町	令7年8月6日
43	鑓田 貴俊	九十九里町	令7年9月3日
50	古坂 勇人	長柄町	令7年8月5日
52	麻生 勇	大多喜町	令7年1月24日
53	石井 芳清	御宿町	令7年6月10日

議会運営委員の選任について（委員会条例第5条）

令和7年11月7日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	選任日
2	石神 嘉明	銚子市	令和7年8月12日
4	川井 洋基	船橋市	令和7年8月12日
10	石渡 孝春	成田市	令和7年8月12日
19	立川 清英	八千代市	令和7年8月12日
20	内田 美恵子	我孫子市	令和7年8月12日
21	福原 三枝子	鴨川市	令和7年8月12日
23	高橋 健治	君津市	令和7年9月30日
36	半場 新一	いすみ市	令和7年8月12日
40	大原 秀雄	神崎町	令和7年8月12日
43	原田 教光	九十九里町	令和7年9月10日
47	島貫 孝	睦沢町	令和7年8月12日

令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会

説明員出席者一覧表

広域連合長	太田 洋
副広域連合長	岩田 利雄
局長	櫻井 文明
次長 (会計管理者兼務)	石川 真二
総務課長	宮木 睦美
資格保険料課長	櫻井 靖久
給付管理課長	西谷 優人
総務課課長補佐 (監査委員事務局 局長併任)	土屋 祐介
資格保険料課課長補佐	奥山 英俊
給付管理課課長補佐	上原 高

千 広 監 第 2 8 号
令和 7 年 2 月 2 7 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 2 月 2 7 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度 1 月分
- 3 検査資料
 - (1) 収支現計表
 - (2) 歳入歳出外現金受払表
 - (3) 主な収入、支出一覧表
 - (4) 歳入歳出月計表
 - (5) 現金出納簿、日計表
 - (6) 歳計現金残高調書
 - (7) 有価証券(基金等)明細書
 - (8) 残高証明書
 - (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

千 広 監 第 3 0 号
令 和 7 年 3 月 2 5 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和7年3月25日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和6年度2月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 4 月 2 8 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度 3 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



令和 7 年 5 月 2 6 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 5 月 2 6 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度翌 4 月分及び令和 7 年度 4 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 7 年 6 月 2 5 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 6 月 2 5 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度翌 5 月分及び令和 7 年度 5 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 8 号
令和 7 年 7 月 2 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 青木 悦子 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 7 月 2 8 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 6 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 1 0 号
令和 7 年 8 月 2 6 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 青木 悦子 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 7 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

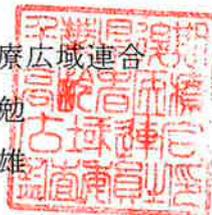
収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 1 4 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 青木 悦子 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和7年9月30日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和7年度8月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 1 9 号
令和 7 年 1 0 月 2 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 青木 悦子 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 1 0 月 2 8 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 9 月分
- 3 検査資料
 - (1) 収支現計表
 - (2) 歳入歳出外現金受払表
 - (3) 主な収入、支出一覧表
 - (4) 歳入歳出月計表
 - (5) 現金出納簿、日計表
 - (6) 歳計現金残高調書
 - (7) 有価証券(基金等)明細書
 - (8) 残高証明書
 - (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和7年10月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 青木 悦子 様

議会運営委員長 高橋 健治



閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記事項について令和7年第2回定例会以降の閉会中も、なお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 理由

議案、請願等の審査に資するため



令和7年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告者一覧表

令和7年11月7日

順位	議案番号	No.	通 告 者	市 町 村 名
1	第1～3、 5～8号	14	谷 岡 隆	習志野市

令和7年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告書写

令和7年11月7日

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
1	谷岡 隆 (14)	1 ・ 3	1. 職員が育児又は看護を行うために時間外勤務の免除を請求したり、看護休暇を利用したりした場合、それに対応できる職員体制になっているか。他の職員に過重負担がかかることを心配し、当該職員が請求・利用を躊躇する恐れはないか。
		2	1. 行政職8級相当以上の号給を減らして大きくくり化し、昇給を「勤務成績が特に良好である場合に限る」とした場合、過度な成績主義に陥る恐れはないか。 2. 配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止と、子に係る扶養手当の段階的な引き上げについて、対象者数と影響額を伺う。親の介護や体調不良などで仕事を辞めた配偶者も扶養手当の廃止の対象となるのか。
		5	1. 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費 4. 広報広聴費 ①令和3年度以前は年2回開催されていた懇談会が令和6年度は年1回開催だったのはなぜか。

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
		6	<p>1. 歳入 第1款市町村支出金 第1項市町村負担金 第1目保険料等負担金</p> <p>①千葉県全体の保険料の滞納者数の推移について伺う。</p> <p>②滞納事由を調査し、今後の保険料等のあり方を考える資料とするべきではないか。</p> <p>③短期保険証の発行件数の推移について伺う。</p> <p>④短期保険証の発行は「納付相談の機会の確保」を理由の一つとしてきたが、保険証廃止後は「納付相談の機会」をどのようにつくっているのか。</p> <p>⑤千葉県全体の差し押さえ件数の推移について伺う。</p> <p>⑥無理な差し押さえを抑制する方向で、保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定、または新しい要綱の策定をするべきではないか。</p> <p>2. 歳出 第5款保険事業費 第1項健康保持増進事業費 第1目健康診査費</p> <p>①健康診査の受診率は回復してきているのに、歯科健康診査の受診率は低下傾向にある。データヘルス計画の目標値と目標達成へ向けた取り組みについて伺う。</p> <p>3. 歳出 第5款保険事業費 第1項健康保持増進事業費 第2目長寿・健康増進事業費</p> <p>①高齢者の低栄養・重症化予防等事業補助金の執行率が低い、データヘルス計画の目標値と目標達成へ向けた取り組みについて伺う。</p>
		7	<p>1. 歳入の「子ども・子育て支援事業費補助金」の増額の理由は何か。</p>
		8	<p>1. 債務負担行為の「療養費支給申請書二次点検委託（柔整療養費）」の限度額が例年よりも減っているのはなぜか。</p>

令和7年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
討論通告者一覧表

令和7年11月7日

議案番号	No.	通告者	市町村名	賛成・反対の別
第5号	14	谷岡隆	習志野市	反対
第6号	18	おだぎりたかし	流山市	反対

令和7年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告者一覧表

令和7年11月7日

通告 順位	No.	通 告 者	市町村名
1	29	金 丸 和 史	印西市
2	46	畑 場 博 敏	一宮町
3	35	並 木 幹 男	山武市
4	38	白 井 則 邦	酒々井町

令和7年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告書写

令和7年11月7日

通告 順位	通告者	質問の要旨
1	金丸和史 (29)	<p>1. 令和7年8月1日からの「資格確認書」の交付等に関する ことについて</p> <p>(1) 7月に交付した被保険者(対象者)数は。(前年・前々 年と比較して答弁を願います。)</p> <p>(2) マイナ保険証の登録者数はどのような状況なのか。 (前年・前々年と比較して答弁を願います。)</p> <p>2. 令和8年・9年度保険料率の改定に関する第1回保険料 率試算について</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する保険料がかなり上昇すると の試算結果と考えるが、要因はどのようなことが考え られるか。</p> <p>(2) 全国及び他の都道府県の状況は知らされたのか。</p> <p>(3) 今回の試算にあたって、基金の繰入の内容はどうか。 (基金の種類及び金額について)</p> <p>(4) 今後も国から通知があり、当然、保険料率に変動があ り、料率が下降することが想定されるが、過去はどの ような状況であったか。(基金の取り崩し等の過去の 実績について)</p>
2	畑場博敏 (46)	<p>○被保険者の健康と生活を守る広域連合の姿勢と対策につい て(連合長)</p> <p>現在の急激な物価高騰と高止まりの中、年金はマクロ経済 スライドが導入され、上昇率が抑制され運営されている。一 方医療費の窓口負担は、2022年10月より所得により1 割から2割へ、現役並みの所得の人は3割と負担が増やされ た。今年10月からは配慮措置も終了し負担が一層強まった 。患者負担増となる対象人数、金額の推計を示していただき</p>

通告 順位	通 告 者	質 問 の 要 旨
		<p>たい。</p> <p>先の全員協議会で令和8年・9年度の保険料検討状況が示された。子ども子育て支援金も合わせるといっきに10万円を超える額となっている。</p> <p>国会では、物価高騰対策に減税とか現金給付とか議論がある中、本広域連合はまったく逆行した高齢者いじめの動きである。連合長の被保険者のおかれている生活実態への認識を始めに伺う。</p> <p>さらに被保険者に対する健康と生活を守る具体策について伺う。</p>
3	並木幹男 (35)	<p>○後期高齢者医療制度の保険料について</p> <p>①令和5年改正法において出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者負担率の見直しを行った結果、令和6・7年度の保険料は値上げとなったが、その影響についての考えはどうか</p> <p>②保険料の収納状況と滞納者への対応について</p> <p>③保険料の軽減措置と軽減対象の内訳について</p> <p>④令和8・9年度保険料率の改定とその試算結果について</p> <p>て</p> <p>○後期高齢者医療制度における保健事業の推進について</p> <p>①第3期データヘルス計画の進捗について</p> <p>②第3期データヘルス計画における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組みについて</p>
4	白井則邦 (38)	<p>○資格確認書の交付について（連合長）</p> <p>（1）本年1月にも質問させて頂いたが、そのときの回答は、「資格確認書の交付要件は国の通知に定められているため、「被保険者全員に資格確認書を交付することはできない」とのことであった。その後、厚労省から4月3日付け事務連絡「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」が出され、令和8年</p>

通告 順位	通 告 者	質 問 の 要 旨
		<p>8月の年次更新までの間、暫定運用を継続することとされた。そのため、本年8月の年次更新においては、マイナ保険証の有無にかかわらず、被保険者全員に、資格確認書が職権交付された。それ自体は、適切な対応であったが、通知によって、法を覆すことは出来ないため、その根拠となる法令があるはずである。その根拠法令は何か。</p> <p>(2) 4月3日付け事務連絡には、「後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある」とあるが、他の世代との利用率はどれくらい差があるのか。</p> <p>(3) 暫定運用の継続により、被保険者全員に資格確認書を交付するために増加した経費はいくらか。</p> <p>○情報セキュリティ対策について（連合長）</p> <p>近年は、業務のデジタル化やオンライン化が進む一方で、サイバー攻撃の脅威が年々増大している。最近も、民間の事例ではあるが、大企業が、身代金を要求するランサムウェア攻撃により、出荷停止などの被害に遭っている。また、連携する外部事業者経由で情報が流出することもあり、例えば、茨城県後期高齢者医療広域連合では、昨年5月に、業務委託先事業者への不正アクセスがあり、個人情報流出のおそれがあったと報告されている。また、内部不正や人為的ミスによる情報漏洩のリスクもある。</p> <p>住民の重要な情報を預かる広域連合にとって、情報セキュリティ対策は最優先課題である。情報セキュリティ対策として、どのようなことをしているのか。</p>

